

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第 7 条第 4 号に掲げる項目についての公表

【事業年度】 3月 31日決算

2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日 (2022年度)

2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日 (2023年度)

2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日 (2024年度)

【常時雇用する従業員の数】

94名 (2026年1月時点)

■直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

2022年：男性1名 女性0名 離職者0名

2023年：男性1名 女性1名 離職者0名

2024年：男性0名 女性2名 離職者1名

■男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

2022年：男性1名 女性0名

2023年：男性1名 女性1名

2024年： 男性0名 女性2名

■直近の三事業年度に採用した青少年（35歳未満）である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く）の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

2022年： 男性0名 女性2名 離職者0名

2023年： 男性2名 女性1名 離職者0名

2024 年： 男性 7 名 女性 2 名 離職者 0 名

■直近の三事業年度に採用した青少年（35 歳未満）である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く）の平均継続勤務年数

・ 3 年

■直近の三事業年度に採用した青少年（35 歳未満）である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く）に対する研修の内容

- ・ 新入社員研修
- ・ オンボーディング研修
- ・ コンプライアンス研修
- ・ 1 年研修

■直近の三事業年度に採用した青少年（35 歳未満）である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く）が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容

・ あり

職務・会社操業にとって必要な資格取得のための受験費用を一部、或いは全額負担。また、職務・会社操業にとって必要な資格を取得すると資格に応じ毎月資格手当を支給します。

■新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

- ・あり

各種研修を通して職務に対する理解を深められるよう指導を行います。

■雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

- ・あり

人事評価制度を明確に定めています。評価時の他に必要に応じて上司との面談を行います。

■雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

- ・なし

■雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

- ・9.97 時間

■雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

- ・平均取得日数 6.19 日

■育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

- (1) 雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産した者の数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- ・0 名

(2) 雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

- ・ 男性取得状況：対象者 0 名 取得者 0 名 0%
- ・ 女性取得状況：対象者 0 名

■役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

- ・ 役員：25%
- ・ 管理職：46% (マネージャー・リーダー)